

一、業務上傷病の場合ハ休業三週間目ハ週間目及十五週間目ニ見舞金貳圓宛死

ニ、私傷病の場合ハ休業三週間目ニ金參圓六週間目ニ金五圓、見舞金

第二十二條 會員ノ家族傷病ニ准リ者護ノ為メ會員カ欲勤三週間ヲ起スルトキハ金參圓ノ御見舞ヲ為ス

第二十三條 會員カ財産シテ産權ニ在ルコトモ七ヨリ起スルトキハ一統ヨリ金貳圓ノ御見舞ヲ為ス

第二十四條 會員カ天災地変其ノ他不特ニ災害ニ罹リタルキハ一統ヨリ金五圓ノ御見舞ヲ為ス

第二十五條 傷病又ハ省護ノ為メ休業シタルモノ一旦就業シ其後十日以内ニ再ヒ同原因ヨリ就業スルコト能ハサルニ至リタルトキハ前後ヲ通算スルモノトス

第四項 香奠及弔慰金

第二十六條 會員ノ夫其ノ家族死亡シタルトキハ夫レ夫レ一統ヨリ香奠ヲ供フ

一、會員業務上死亡シタルトキハ一統ヨリ香奠金拾圓

二、會員死亡シタルトキハ香奠金五圓

三、會員ノ家族死亡シタルトキハ香奠ハ

(イ) 父母配偶者 金參圓

(ロ) 子並ニ兄弟姉妹 金貳圓

(ハ) 一月以上一歳未満ノモノ 金壹圓

生後一月未満ノ死亡者ハナシ

第二十七條 會員死亡シタルトキハ本規約第十九條第一項ノ金額ヲ一統ヨリ弔慰金トシテ贈呈ス

第二十八條 家族ノ死亡ニ因ル香奠ハ會員ニ交附シ會員ニ因ル香奠及弔慰金ヲ受ルノ地位

ハ別子鑛業所及肥料製造所ノ扶助規則ト同様ニ取及ブモノトス

家族ノ死亡シタルトキ會員三人以上アルトキハ其ノ香奠ヲ受ルノ地位ハ配偶者又ハ家族ノ地位高キモノヨリトス

受ルモノナキ時又ハ之アルモ相当期間内ニ此体ヲ引取ラザルトキハ本會ニテ葬式ヲ行フ若シ

殘金ヲ生シタルトキハ遺族アルトキハ遺族ニ渡シ遺族ナキトキハ本會ニテ永代供養及

適當ノ方法ニ依リ供養料ニ當ツルモノトス

第二十九條 見送及手傳